

様式 3

行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		危害等防止のための勧告
行政指導の根拠となる法律・条例・要綱等名		さいたま市消費生活条例
条 項		第 1 2 条
所 管 課		市民局 市民生活部 消費生活総合センター (電話：048-645-3002)
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 (未設定の場合は、その理由)	未設定：(商品又はサービスが消費者の生命、身体又は財産に危害等を及ぼすと認めるときは、当該危害等を防止するため必要があると認めるときは、当該商品又はサービスを供給する事業者に対し、当該商品又はサービスの供給の中止、当該商品の回収その他消費者の生命、身体又は財産に対する危害等を防止するために必要な措置を講ずるよう勧告することができる)と規定しているが、商品やサービスの種類については、多種多様であるため、事案ごとの検討が必要であることから基準を設定することは難しい。)
備 考		